

「県への提案」に寄せられたご提案について（5月受付分）

受付日	タイトル	ご提案
5月1日	山都町立中学校におけるいじめ事件について	<p>熊本県上益城郡山都町立中学校のいじめ事件について、被害者とその保護者は加害者やその保護者により、警察に逆告訴され執拗な事情聴取を受けています。警察もその事実を公表していません。参考までに、URLを添付します。血だらけの息子、母親は「さらして」復讐 SNSで加速した「正義」(朝日新聞デジタル) http://www.asahi.com/articles/ASV4P1TMWV4PUTIL01KM.html</p> <p>【県からの回答】 4月21日、4月29日及び5月3日付けで提案いただいた「県への提案」につきまして、その他同様の御意見をメールや書面でもいただいておりますので、併せてお答えします。 まず、参考として添付いただいた件につきましては、当方としても重く受け止めており、県立学校及び市町村教育委員会に対し、再発防止の徹底を図っております。提案内容にある「山都町立中学校におけるいじめ事案」についてなど、個別の事案への対応については、お答えすることができませんので、御理解いただければと存じます。 なお、いじめ事案が発生した場合には、今後も引き続き、市町村教育委員会等と連携し、事案の解消に向けて取り組んで参ります。 また、教職員の処分についても、個別の事案であるためお答えすることはできませんが、問題点や不適切な対応などがあった場合は、関係課と連携して適切に対応して参ります。</p>
5月7日	メールのご返信について	<p>先日「熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課内」宛にメールを送りましたが、「メールを受信しました」という返信メールがすぐに来ませんでした。ヤフーメールなどから送った場合、迷惑メールフォルダに振り分けられているのではと不安になります。受信をしたら、「〇〇(部署名など)です。〇〇のメールを受け取りました。」だけでよいのでまずご返信がましいです。 実際、昨年厚生労働省にメールをお送りしたところ、すぐに「厚生労働省です。公益通報のメールを受け取りました。」との返信メールが来て、1週間程度で別にお返事がきました。 一方、今年2月に上記の「熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課内」宛にメールをお送りしたところ、返事が来ないので、しばらくして私の方からメールが届いているのかお尋ねのお電話をしています。その場で確認され「届いています」とのお返事でした。次回のメールでは「受信した旨のお返事をまずお願い致します。」とメール本文に書いたところ、すぐにそのお返事はいただきました。 県庁全体としてお問い合わせ、ご相談のメールに対しては、まず「受信しました」メールを送られるよう統一していただきたいです。 以上よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>【県からの回答】 まず、御提案のありました「県庁全体としてお問い合わせ、ご相談のメールに対しては、まず「受信しました」メールを送られるよう統一していただきたいです」についてお答えします。 お尋ねのメールに対して、お返事が遅れ申し訳ありませんでした。 障がい者支援課にいただいたメールは定期的に確認させていただいているところですが、いただくメールが多数に上るとともに、いただいたメール毎の確認作業、必要に応じた回答作成等のため、結果的に返信が遅れている状況です。 今後はできる限りメールを受信した旨を速やかにお伝えしたいと考えておりますので、御理解をお願いします。 次に、御提案のありました「どちらの部署のどの方がメールを書かれた責任者なのか、教えていただければ幸いです」についてお答えします。 障がい者支援課のサービス向上班への障害福祉サービス事業所に係るお尋ね等への返信にあたっては、サービス向上班として受信し、班内で共有しているため、特定の担当者名を記載したお答えはせず、班名に留めていることとしておりますので、御理解をお願いします。</p>

	<p>メールのご返信について (続き)</p>	<p>【県からの回答(続き)】 最後に、御提案のありました「障害者の虐待通報を踏まえて、県や市町村が警察に情報提供を行う判断基準をはっきりと決めてほしいこと」についてお答えします。 県や市町村では、障害者虐待防止法や厚生労働省が定める「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和6年7月)」(以下「手引き」という。)に基づき、虐待通報の対応を行っております。 手引きにおいて、養護者や障害者福祉施設従事者等による虐待については市町村が事実確認や調査を行い、使用者による虐待については市町村または県が必要に応じて事実確認や調査を行うとされております。 また、県や市町村が、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくことと重大な結果を招くことが予測されると判断される場合など緊急性が高いと判断される状況において、積極的に介入の必要性が高い場合には医療機関や警察にも通報を行うとされています。</p> <p>○緊急性が高いと判断できる状況(例) (ア)生命や身体の安全が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される (イ)本人や家族の人格や精神状況に歪みを生じさせている、若しくはその恐れがある (ウ)虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない (エ)障害者本人が明確に保護を求めている (オ)養護者本人が明確に保護を求めている (カ)虐待者が援助者を拒否(または対立)し、分離をしなければ保護が図れないとき (キ)その他、過去の経験や情報から、現在の状態での援助は困難であると想定されるとき</p> <p>上記のとおり、手引きにおいて、緊急性が高いと判断できる状況の具体例が示されており、市町村にも周知を行っております。 県としては、障害者虐待防止の普及啓発を引き続き行っていくほか、障がいのある方の社会参加の促進や、障がいのある人への理解を深め、差別を禁止するなどにより、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた取り組みを進めて参りますので、御理解、御協力をお願いいたします。</p>
<p>5月7日</p>	<p>メールの署名の内容について</p>	<p>先日「熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課内」にメールでご相談をさせていただきました。何通か送っておりますが、一番最初のメールは2026/02/06送信。内容は、県の監査結果について、再調査を依頼したものでした。すぐにお返事が難しい内容だとは思いましたが、最終的にお返事が届いたのは2026/04/20。しかも前日04/19に「以前に送ったものについてはお返事をいただけていないものがあります。お返事をいただけないものについては警察相談を検討中です」と書いたためお返事がようやく届いたのではと思いたくなるタイミングでした。 しかも「回答が遅れ申し訳ありません。メールで依頼のあった高級ジャケットに係る ・「再調査について」お尋ねがあったところですが、他の障害福祉サービス事業所への運営指導において、調査の有無及び内容について尋ねられた場合も、答えることができない旨回答させていただいています。今回の事例も再調査の有無を含め、回答できないことに御理解をお願いします。 ・「当該利用者の支給決定市町村について」は個人情報のため、市町村名を教えること等対応をお伝えできないことに、併せてご理解をお願いします。」という本文と、メールを書かれた方の氏名以外の署名(部署名・電話番号など)が書かれたものでした。ちなみに「熊本県健康福祉部 子ども・障がい福祉局 障がい者支援課 サービス向上班」様です。 文章を書かれた方のご氏名を確認したいと思い、4/24(金)に「前回いただいたメールについてです。メールを書かれた方のお名前が書かれていませんでした。どちらの部署のどの方がメールを書かれた責任者なのか、教えていただければ幸いです。」と書いたメールをお送りしましたが、現時点でお返事をいただけていません(迷惑メールフォルダも小まめに確認はしております。私がメールが届いているのに気づいていないだけでしたら、謝罪を致します。)メールには氏名も書かれるよう統一していただけたらと思います。こちらを提案させていただきます。</p> <p>【県からの回答】 上述「メールのご返信について」の回答と合わせて回答</p>

5月7日	警察への情報共有について	<p>虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報が義務付けられています。通報が県や市町村に届いた際、明らかに刑法に関わるような虐待の場合は、県や市町村が警察に情報共有を行い、事案を調べられていると考えております。ただ、警察に情報共有をするかどうかの判断は県や市町村によって判断が異なるようです。このことは後に大きな問題につながりかねません。警察への情報共有に対する基準をはっきりと決めていただきたいです。</p> <p>例えば、私が2022年に熊本県に通報した事案について、金銭的虐待や身体的虐待など、明らかに刑法に関わるものがありました。それにも関わらず、警察が動くことはありませんでした（少なくとも事業所に警察の方は来られていません。また、県の方が該当の利用者、その保護者にご連絡した形跡もありません）。今年、県に再調査をお願いしたのですが、県からは以下のようにご連絡をいただいただけでした。</p> <p>*****</p> <p>メールで依頼のあった高級ジャケットに係る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「再調査について」お尋ねがあったところですが、他の障害福祉サービス事業所への運営指導において、調査の有無及び内容について尋ねられた場合も、答えることができない旨回答させていただいています。 <p>今回の事例も再調査の有無を含め、回答できないことに御理解をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当該利用者の支給決定市町村について」は個人情報のため、市町村名を教えること等対応をお伝えできないことに、併せてご理解をお願いします。 <p>*****</p> <p>メールの引用は以上です。</p> <p>こんなことなら、2022年県に通報したのと同時に警察にもご相談すべきだったと考えております。</p> <p>冒頭書きましたように、警察への情報共有に対する基準をはっきりと決めていただきたいです。また、警察にそもそも連絡されないのであれば、通報者に対してその旨を最初にお伝えいただきたく思います。それが分かっていたら警察に通報ができ、防犯カメラのデータも残っているため証拠が十分だった事案もあります。</p> <p>以上よろしくお申し上げます。</p> <p>【県からの回答】 上述「メールのご返信について」の回答と合わせて回答</p>
5月8日	職場環境の改善について	<p>夫が県庁職員です。2点意見があります。1.夏場にもかかわらず冷房設定温度が高く、職場環境として非常に暑さを感じているようです。長時間この環境で業務を行うことは、県職員の体調管理や作業効率の面でも問題があるように思われます。快適かつ適切な労働環境維持のため、冷房設定温度の早急な見直しを求めます。</p> <p>2.残業申請が30分単位のようなのです。労働基準法違反だと思うのですが、その点についてはどう思われますか。30分刻みだと、意味なく数分残るような方もいると思います。変更には時間やお金がかかるのかもしれませんが、早急に改善すべきです。</p>

<p>5月29日</p>	<p>藤崎八幡宮秋季例大祭について、「廃止または抜本的な見直し」を求めます。</p>	<p>藤崎八幡宮秋季例大祭について、以下の理由から「廃止または抜本的な見直し」を求めます。</p> <p>(1)馬の酷使が明白であること 高温下で朝夕10km・5時間歩かせるなど、動物保護団体から「動物虐待にあたる」と改善要望が出されています。</p> <p>(2)勢子の大声・ラッパ・太鼓による過度な騒音 「ドーカイ、ドーカイ」の大声と鳴り物で市内を練り歩く形となり、馬を取り囲む騒音も問題視されています。</p> <p>(3)酒気を帯びた勢子の振る舞いが拡散されていること 大声で馬にムチを振るう姿や、乱暴な扱いがネット上で拡散され、社会的批判を招いています。</p> <p>(4)祭りの本来の由来(放生会)と完全に乖離していること 命を慈しむ行事であった放生会の遺風は「見出すことはできない」と明記されており、伝統とは言い難い現状です。</p> <p>(5)現在の形は“伝統”ではなく近代に形成された騒ぎ中心の様式であること 飾り馬は本来は神職の乗馬であり、明治以降に町方へ移り、現在の騒ぎ型へ変質したと記されています。</p> <p>(6)馬の扱い・騒音・勢子の振る舞いのすべてが問題であること これらは単独ではなく複合的に馬へ負担を与え、地域住民にも不快感を与える構造的な問題です。</p> <p>(7)廃止を求める声ですでに社会的に存在していること 動物虐待として問題となり、祭りの廃止を求める声が上がっていると報じられています。</p> <p>■ 結び 伝統を守ることと、動物の福祉や地域の品位を守るとは両立すべきです。 現状の藤崎宮例大祭は、その両方を損なっていると感じます。 熊本の未来のためにも、抜本的な見直し、あるいは廃止を検討すべき時期に来ているのではないのでしょうか。</p> <p>【県からの回答】 この度は、「県への提案」をいただきありがとうございました。 祭りなどの地域の伝統文化は、熊本の風情や情緒をじかに感じることができる魅力的な地域資源であると認識しております。 藤崎八幡宮秋季例大祭につきましては、伝統ある行事であり、主催者である藤崎八幡宮が自主的かつ独立して運営されているものです。 動物愛護の観点からは、所管である熊本市が、毎年、例大祭の開催前から藤崎八幡宮に対して、馬の適正な取扱いについて文書にて指導されています。 県としても、「命を大切に、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現を目指し、幼少期からあらゆる世代の県民に対し、動物愛護精神を育むための啓発活動を行っています。今後も引き続き、熊本市とも連携を図りながら、動物愛護にしっかり取り組んで参ります。 なお、いただいた御意見については、個人情報をお伏せの上、熊本市にもお伝えいたします。</p>
--------------	--	---